

香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）契約書（案）

香川県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、香川県高松北警察署（以下「施設」という。）における広告事業の実施に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、施設への広告掲示を希望する広告主を募集し、当該広告主の広告を施設において掲示できるものとし、甲は、これを承諾する。

2 乙は、この契約書のほか、別紙の香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準及び香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）実施要領（以下「別紙仕様書等」という。）に定めるところに従い、前項に規定する施設における広告の掲示及び掲示した広告の維持管理（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（契約期間）

第3条 乙が業務を行うことができる期間は、令和 年 月 日から令和13年6月30日までとする。

（広告掲示期間）

第4条 乙が広告を掲示することができる期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

（広告料）

第5条 広告料は、総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。
年度別内訳は次のとおりとする。

令和8年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
令和9年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
令和10年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
令和11年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
令和12年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
令和13年度	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第152条第2号により免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の報告等)

第10条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、広告の掲示及び撤去の際、施設をき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により復旧するものとする。

(広告料の支払)

第11条 乙は、第5条の広告料を、甲の発行する納入通知書により、甲の定める日までに納入するものとする。

(延滞金)

第12条 甲は、乙が前条の期日までに広告料を支払わないときは、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第153条第1項に規定する割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならぬ。

(広告の作成等)

第13条 広告は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

2 乙は、作成した広告を、当該広告を掲示しようとする日から起算して10日前までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければ、掲示してはならない。

(広告の掲示期間)

第14条 広告の掲示期間は、原則として1か月単位とし、複数月の掲示を妨げない。

2 広告を掲示する開始日は、原則として当該広告を掲示する月の初日とする。

3 広告を掲示する終了日は、原則として当該広告を掲示する月の最終日とする。

(広告の掲示及び撤去等)

第15条 施設における広告の掲示及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の掲示及び撤去の日時について、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得なければならぬ。

3 第1項の掲示及び撤去は、施設の利用を妨げることのないよう配慮して行わなければならぬ。

4 第1項の規定に関わらず、契約期間の最終日を過ぎても乙の掲示した広告が施設に掲示されている場合には、甲が当該広告を撤去できるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告の維持管理)

第16条 掲示中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告の内容等の修正等の指示)

第17条 甲は、掲示中の広告の内容等が、別紙仕様書等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容の変更等)

第18条 乙は、掲示中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第13条第2項の規定を準用する。この場合において「掲示」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第19条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害

行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。)を行う全ての者(以下「暴力団等」という。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、契約の履行に当たって、第8条第2項の規定により甲の承諾を得た乙の再委託先が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先を指導し、再委託先からその報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) この契約書及び別紙仕様書等の規定に違反し、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(乙の代表役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(才に該当する場合を除く。)に、甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかつたとき。

- (3) 施設の広告掲示場所を公用又は公共用に供するために設置場所を必要であると香川県知事が認めるとき。

- (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。

- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われた

ときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第23条 乙は、第21条第1項（同項第3号を除く。）又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、広告料の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第24条 乙は、第3条に規定する期間が満了したとき又は第21条若しくは第22条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する日までに、施設において広告の掲示に使用した部分を原状に回復しなければならない。ただし、香川県知事の承認を得たときは、この限りでない。
(広告料の返還)

第25条 甲は、徴収した広告料は還付しないものとする。ただし、第21条第1項第3号の規定により契約を解除したとき、若しくは特別の事由があると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において還付する金額は、日割計算により算定するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第26条 乙は、この契約に関して、第22条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、広告料の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 第2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第27条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の内容等の変更)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は契約期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は契約期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第5条に規定する広告料を変更することができる。

(監督及び調査)

第29条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(労働関係法令等の遵守)

第30条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第32条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第33条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県警察本部長 小林 雅彦

乙

香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)仕様書

1 広告の掲示方法等

本事業は、次の(1)から(4)に基づき、香川県高松北警察署の香川県警察(以下「県警察」という。)が指定する場所において、広告取扱業者が用意する広告掲示用物品を設置し、当該掲示用物品に広告を掲示する方法とする。

(1) 広告掲示可能期間

令和8年7月1日～令和13年6月30日

(2) 広告掲示方法

原則として壁面掲示板によるものとする。ただし、県警察と協議のうえ、承認を得た場合はこの限りでない。

(3) 広告掲示用物品の設置場所

香川県高松北警察署囲障外周北側掲示板横(別紙1「広告板設置場所図面」のとおり)

(4) 広告掲示用物品設置条件等

原則として、下表に示す条件で行うものとする。ただし、県警察と協議のうえ、承認を得た場合はこの限りでない。

指定場所	広告として使用可能な面積	種類、規格
前記(3)	2.00 m ²	壁面掲示板 1台 詳細は、別紙2「広告の規格」のとおり

※ 壁面掲示板の使用可能な面積は、表示可能面積とする。

2 特記事項

(1) 香川県広告事業実施要綱第4条、香川県広告事業実施基準第2及び香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)実施要領第4条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する広告は掲示することができない。

① 広告の表現、配色、デザイン等において、行政財産の周辺環境と著しく調和を欠くもの。

② その他施設の性質等により適当でないと認められるもの。

(2) 本事業で使用する広告掲示用物品の設置等に当たり、各種工事が必要な場合には県警察と協議のうえ、承認を得ること。

なお、設置の際には、転倒や落下防止等の安全対策を講じるとともに、掲示板本体枠の角が鋭利とならないよう加工する等安全性が確保される状態とすること。

(3) 電気を使用する場合、機器により自動制御を行うこと。また、電気料金の確認用に子メーターの設置等電気料金算定の手段を提示すること。

(4) 広告物の表示・変更等の維持管理は、広告取扱業者が行うこと。また、広告の掲示に係るすべての責任は、広告取扱業者が負うものとする。

(5) 広告に必要な物品、人員及び作成・設置に係る費用、電気代(電気代の計測器に係る諸経費を含む。)、行政財産の使用に係る使用料等、広告取扱業者の責任及び負担とする。

- (6) 広告は無声とする。
- (7) 本事業で設置する掲示物の情報更新は、年に1回以上対応すること。
- (8) 本事業による契約が終了する際には、原状復旧すること。ただし、県警察と協議のうえ、承認された場合はこの限りでない。

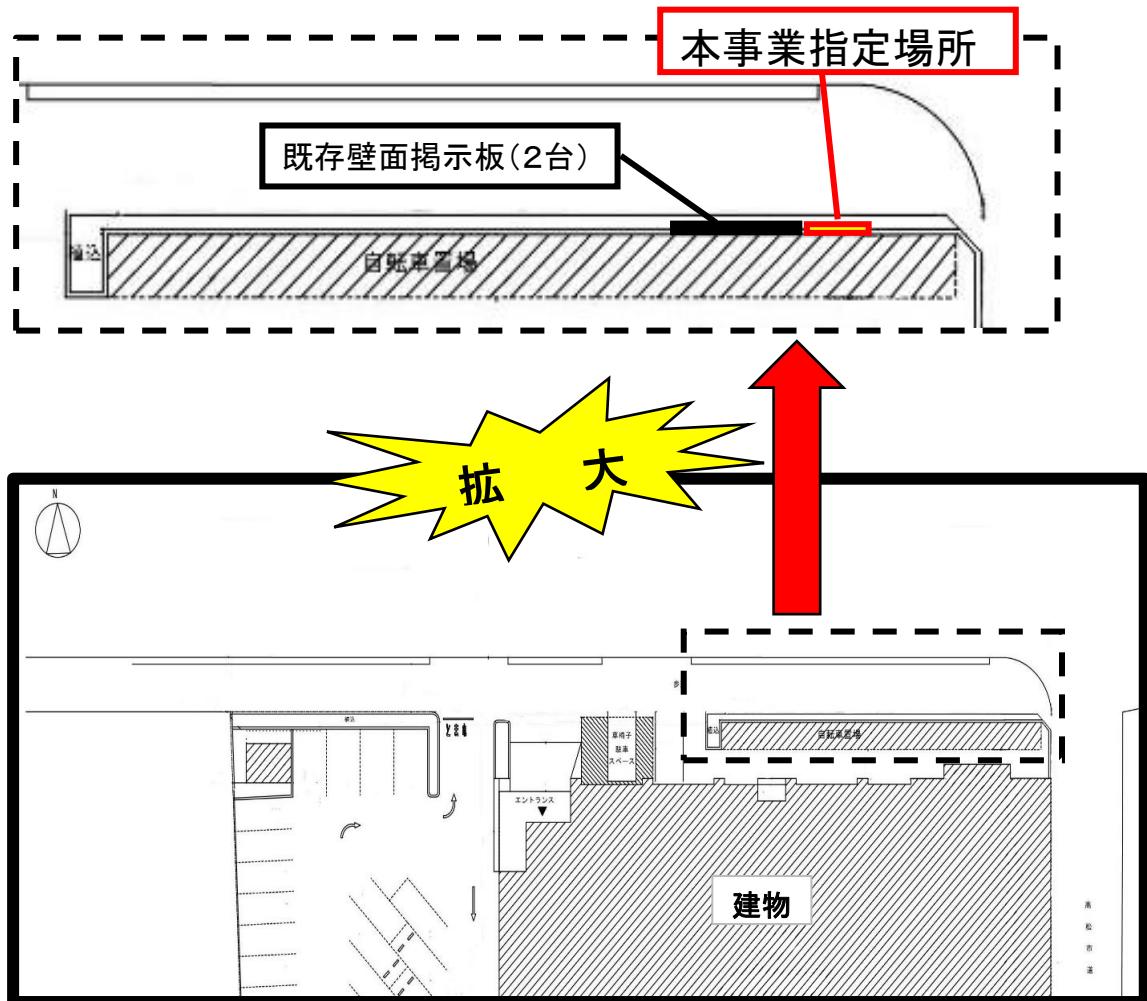
(別紙1)広告板設置場所図面

1 香川県高松北警察署位置図

(所在地)香川県高松市西内町2番30号



2 広告板設置場所



香川県高松北警察署敷地図(抜粋)

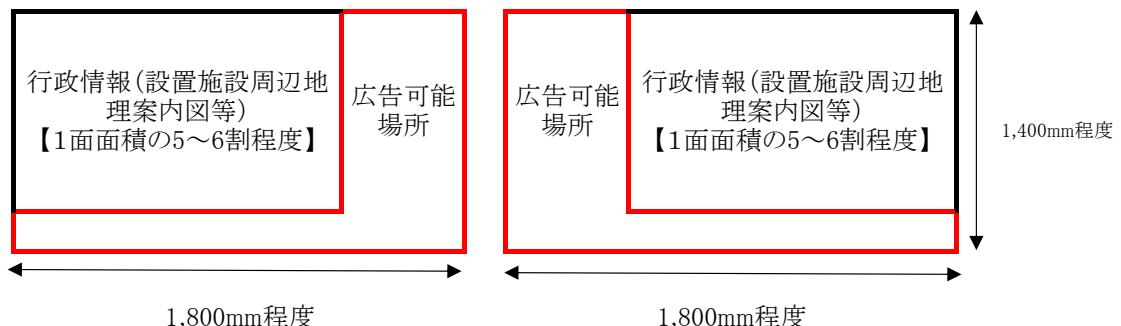
(別紙2)

広告の規格

【香川県高松北警察署】

イメージ図

壁面掲示板(次のうち、いずれかで掲示すること)



香川県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、県が管理する資産（県のホームページ、県が発行する刊行物等を含む。以下「県資産」という。）を有効活用することにより、民間事業者その他の事業者（以下「事業者」という。）の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、もって県民福祉の維持・向上を図ることを目的として広告事業を実施するものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「広告事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 県資産を広告（事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。）の媒体（施設、刊行物その他の広告を表示することができるものをいう。）に供し、これに伴う広告料を徴収すること（法令、条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除く。）
- (2) 県資産への愛称の付与を認め、これに伴う対価を徴収すること

(県資産の適正な使用)

第3条 広告事業の実施による県資産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行わなければならない。

(広告事業の対象範囲等)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他の公共団体が公用若しくは公共のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき事業所等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該事業所等の名称その他の自己の事業等の内容について表示するものその他広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告事業の対象としないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲、広告料等については、政策部長が別に定める。

(広告事業ごとに定める事項)

第5条 前条に定めるもののほか、広告事業の実施について必要な事項は、それぞれの広告事業ごとに、関係部局長が政策部長と協議の上、別に定める。

(広告事業審査会)

第6条 広告の内容等を審査させるため、広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は予算課長の職にある者をもって充て、委員は財産経営課長、男女参画・県民活動課長、人権・同和政策課長、広聴広報課長、土木監理課長、都市計画課長及び教育委員会事務局総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査会の会議は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告表示の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を管理する権限を有する課、室等の長を審査会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 前項に定める場合のほか、委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 前条及び前各項に定めるもののほか、審査会の運営等に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行し、平成19年度事業から適用するものとし、平成18年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

香川県広告事業実施基準

第1 趣旨

この基準は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日付け17政策第39821号政策部長通知）第4条第3項に規定する広告事業の対象範囲、広告料等について定めるものとする。

第2 広告事業の対象範囲

- 1 広告は、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者を優先し、表示するものとする。
- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 県の指名停止措置を受けている者
 - (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することができないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
 - (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示（以下「不当表示」という。）
(合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。)
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表示
 - (12) その他県資産の性質等により表示することができないと認められるもの
- 4 3に定める基準の適用については、広告ごとに具体的な判断をするものとし、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を表示することができると認められる場合は、広告主又

は広告代理店に修正、削除等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、修正、削除等に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

第3 広告料

- 1 徴収すべき広告料の額は、類似の取引事例を勘案の上、事前に定めるものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。
- 2 広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収しなければならない。ただし、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）において、当該行政財産の使用料が広告の掲出等の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。
- 3 道路、港湾施設、都市公園等における広告用工作物の設置、広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、1及び2の規定は適用しない。

第4 施行期日

平成17年10月26日

香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県高松北警察署（以下「施設」という。）における広告事業（以下「事業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(事業の種類)

第3条 事業の種類は、施設内における広告の掲示とする。

(事業の対象範囲等)

第4条 事業の対象範囲等については、要綱第4条及び基準の規定による。

2 前項の規定によるほか、施設の性質等により適当でない、又は社会通念上妥当でないと認められる場合は、広告主又は広告の内容とすることはできない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、別に定める。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は5年以内とし、別に定める。

(募集)

第7条 事業において広告を掲示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、公募により募集する。

2 前2条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、別に定める。

(決定)

第8条 警察本部長は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条及び第5条の規定に基づき、応募の内容等が適当であると認められる者のうち、県警察が定める予定価格を上回る広告料の見積金額が最も高額な者を広告取扱業者に決定する。この場合において、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定するものとする。

2 警察本部長は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 警察本部長は、第1項の規定により決定した広告取扱業者が、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の規定による施設に係る行政財産の目的外使用許可（以下「許可」という。）の申請又は次条第1項に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(契約の締結)

第9条 警察本部長は、知事が許可をしたときは、広告取扱業者と事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約は、許可に係る附款とする。

(広告取扱業者の責任及び費用負担)

第10条 広告取扱業者は、広告の作成（募集を含む。）、広告の掲示及び撤去並びに掲示した広告の維持管理に関する一切の責任を負うとともに、これに要する費用を負担しなければならない。

(広告内容等の審査及び修正)

第11条 警察本部長は、広告取扱業者が掲示しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告取扱業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 警察本部長は、前項の審査において、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、広告取扱業者に対し広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が掲示中であっても同様とする。

(許可の取消し及び契約の解除)

第12条 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すとともに、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに許可に係る使用料若しくは電気使用料又は契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 広告取扱業者が許可の条件又は契約の定めに違反した場合
- (3) 施設の広告掲示場所を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業を継続することが適切でないと警察本部長が判断した場合

(広告料等の還付)

第13条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 徵収した使用料の還付については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行する。